

深川市工事等に係る予定価格の事後公表の対象工事等について

平成22年6月28日 市長決裁

平成25年6月28日 市長決裁

深川市工事等に係る予定価格の事後公表試行実施要領(平成22年深川市訓令28号)第2条の規定に基づき市長が別に定める対象工事等については、下記のとおりとする。ただし、事後公表に適さないと市長が認めたものはこの限りでない。

記

1 対象工事等

- (1) 予定価格が2,000万円以上の土木一式工事
- (2) 予定価格が2,000万円以上の建築一式工事
- (3) 予定価格が1,000万円以上のその他の工事(電気・管・水道施設工事等)
- (4) 予定価格が1,000万円以上の工事に係る委託業務

2 適用の時期

この取扱いは、平成22年7月1日以降に告示する入札から適用する。

この取扱いは、平成25年7月1日以降に告示する入札から適用する。